



平和首長会議 Mayors for Peace

資 料 編

平和首長会議行動計画（2017年－2020年）	P. 1
平和首長会議行動計画（2017年－2020年）概要図.....	P. 8
第9回平和首長会議総会ナガサキアピール.....	P. 9
平和首長会議規約	P. 12
平和首長会議国内加盟都市会議規約	P. 15
平和首長会議メンバーシップ納付金の取扱いに関する要綱.....	P. 16

平和首長会議行動計画（2017年-2020年）

私たち平和首長会議が核兵器廃絶の目標年として掲げている2020年まで3年と迫った今、世界で大きな動きが起きている。本年3月と6、7月にニューヨークの国連本部において核兵器禁止条約の交渉会議が開催され、最後まで核保有国とその傘の下にある国々是不参加のままであったが、被爆者が長年訴えてきた核兵器の法的禁止の必要性について活発な議論が展開され、さる7月7日に122カ国の賛同により条約が採択された。

これはひとえに、国連や平和関係の国際組織、平和首長会議など市民社会の諸団体、そして被爆者達が、高い志と強い信念をもって核兵器の廃絶に向け、その法的禁止を実現するための活動を続けてきた結果である。

この禁止条約は、平和首長会議が掲げる2020ビジョンの趣旨に完全に合致し、核兵器廃絶を達成しうる包括的な核兵器禁止条約の実現に向けた重要なステップとなるものである。

故に、平和首長会議が取り組むべき今後の課題は、市民社会の総意として、核兵器を廃絶することこそ今後のあるべき姿だという認識を核保有国等に共有してもらい、条約の批准につなげていくことである。

また、交渉会議に参加しなかった核保有国等が条約推進国と同じテーブルについて、この条約を十分に法的実効性を持つものに育てていくための議論を進められるような環境を作るなど、2020年に向け、世界恒久平和の実現を目指して確実に歩を進めていかなければならない。

2017年から2020年までの行動計画を策定するに当たって、我々は世界恒久平和への道筋として「核兵器のない世界の実現」と「安全で活力のある都市の実現」の二つに取り組んでいくことを掲げている。

「核兵器のない世界の実現」に向けては、被爆者の切実な思いが広く共有され、核保有国やその同盟国の核兵器禁止条約締結が促進されるよう、加盟都市や市民社会と協働しながら各国政府へ要請していきたい。

「安全で活力のある都市の実現」の分野では、平和文化の構築を図るとともに、テロ、難民、環境破壊など多様な課題に対する地域毎の主体的な取組を活発化していくため、平和、都市の発展、教育等に関する国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた具体的な取り組みを推進する。

そのためには、国際世論の醸成・拡大が不可欠であり、新たな取組として、若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施や、平和意識の高揚を図るキャンペーン大使の任命、核兵器の非人道性とリスクに関する啓発活動を掲げている。また、地域特有の課題解決に向けたリーダー都市を中心とした地域会議の開催や世界の自治体組織との協力関係の構築に取り組むこととしている。

さらには、これらの活動を支える財政基盤の拡充方策として、メンバーシップ納付金収納額の増額による地域活動の財源確保を掲げ、地域活動の強化を図ることを盛り込んでいる。

平和首長会議の加盟都市は、現在、162カ国・地域、7,417都市に上り、その人口は世界の総人口の7分の1に当たる約10億人に及んでいる。35年の年月をかけて加盟都市と共に築き上げてきたこの基盤を最大限に活かして確実な成果を生み出すべく、2017年から2020年までの具体的な取組を定める「平和首長会議行動計画」を次の通り策定する。

I 核兵器のない世界の実現

(1) 平和首長会議による国連・各国政府に対する要請

【リニューアル】

(要請内容)

・核兵器廃絶に向けた被爆者の願いを受け止めるための広島・長崎への訪問

国連職員や各国政府の為政者が広島・長崎を訪れ、被爆者から直接証言を聞くことなどにより被爆の実相に対する理解を深めるとともに、核兵器廃絶に向けた被爆者の心からの願いを受け止め、その実現に向け努力するよう要請する。

・核兵器禁止条約の早期締結

核保有国及びその傘の下にある国々（以下「核保有国等」という）を含んだ全ての国々が、「核兵器禁止条約」を早期に締結するよう要請する。この条約は、平和首長会議が掲げる 2020 ビジョンの趣旨に完全に合致し、核兵器廃絶を達成しうる包括的な核兵器禁止条約の実現に向けた重要なステップとなるものである。故に、我々は本条約の早期発効を促すあらゆる取り組みを支持する。

・核抑止から脱却した安全保障体制の実現

現在の「核抑止」に依存する安全保障体制から脱却し、多様な国際社会の相互理解、相互協力を促進する方向で安全保障体制を実現するよう要請する。

(2) 幅広い層の市民による核保有国及びその傘の下にある国々の政府に対する要請

・市民社会が協力して政府の方針転換を求める要請活動

【新規】

核保有国等の政府に対して、加盟都市と市民社会が協力し、核兵器廃絶に向けて政策を転換するよう要請する。

1 国際世論の醸成・拡大

(1) 次代の平和活動を担う青少年の育成

① 次代を担う若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施

【新規】

各加盟都市において、アニメ・マンガ等のサブカルチャー素材、現代アートや音楽等、若い世代にアピールする様々な媒体を活用し、核兵器廃絶をテーマにした平和教育イベントや講演会を実施することにより、将来の平和活動を担う人材の意識啓発を図る。また、そうした平和教育プログラムで活用できる教育ツールを事務局が各加盟都市から集約し、ウェブサイトで紹介する。

② 広島・長崎への受け入れを組み込んだ、青少年「平和と交流」支援事業等の充実

【リニューアル】

青少年「平和と交流」支援事業や「広島・長崎講座」等により広島・長崎を訪問する青少年に、被爆の実相について理解を深めてもらうとともに、それぞれの都市で核兵器廃絶に向けて主体的に取り組んでもらえるようにするためのプログラムの充実を図る。

③ 「広島・長崎講座」の普及

被爆の実相や被爆者のメッセージを、学術的に整理、体系化し、学問として普遍性を持たせた「広島・長崎講座」について、これまでの講座の概要や実績を分かり易くまとめるとともに、すぐに活用できる教材をインターネット等で効果的に配信することにより、本講座の設置を促進する。

(2) 幅広い層の市民の平和意識の啓発

① 「ヒバクシャ国際署名」と連携した「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動 【リニューアル】

「ヒバクシャ国際署名」と連携し、核保有国等に対し「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動を行う。なお署名は、平和首長会議事務局（以下「事務局」という。）が取りまとめ、NPT 再検討会議等に際して国連に提出する。

② 平和意識の高揚を図るキャンペーン大使の任命 【新規】

文化・芸術・スポーツ等の分野における著名人等をキャンペーン大使に任命し、市民の平和活動への参加を促すとともに平和意識の高揚を図る。

③ 核兵器の非人道性とリスクに関する啓発活動 【新規】

核兵器の非人道性や、我々の身近なところで起こりうる事故等のリスクについて市民の認識を深め、核兵器廃絶に向けた行動につなげるための啓発活動を推進する。

(3) 加盟都市におけるヒロシマ・ナガサキのメッセージの発信・継承

① 原爆ポスター展の開催

各加盟都市において、一人でも多くの市民に被爆の実相について理解を深めてもらい、核兵器廃絶への思いを強くしてもらうようするため、原爆ポスターや被爆にまつわる資料等を展示する原爆ポスター展を開催する。

② スカイプを利用した被爆体験証言活動の拡充

加盟都市の会場と広島平和記念資料館をスカイプで結んで実施する、被爆体験証言活動の拡充を図る。

③ 被爆樹木の種や苗木の配付・育成

被爆に耐えて現在も生き続けるヒロシマ・ナガサキの被爆樹木の種や苗木を希望する加盟都市に配付し、市民に平和の象徴として大切に育ててもらうことにより、平和意識の醸成を図る。

④ 加盟都市の属する国の駐日外交官等の広島・長崎への受け入れ

被爆の実相に触れることにより、核兵器廃絶への思いを強くするとともに、帰国後も様々な場面で核兵器廃絶に向けた国際世論の醸成を図ってもらうため、加盟都市の属する国の駐日外交官等を広島・長崎に受け入れる。平和首長会議と各国とのネットワーク強化につながるよう、その後のフォローアップにも努める。

(4) 多様な主体との連携の推進

① 世界の自治体組織との協力関係の確立

都市・自治体連合（UCLG）、全米市長会議（USCM）、メトロポリス等、世界の様々な自治体組織に対し、平和首長会議が行う核兵器廃絶に向けた取組への賛同・協力を働き掛けることにより、都市・市民レベルでの核兵器廃絶に向けた気運の醸成と活動の拡大を図る。

② 赤十字国際委員会など平和関係の国際組織やNGO等とのネットワークの構築による連携促進

赤十字国際委員会、IPPNW、パグウォッシュ会議等の平和関係の国際組織や、ピースボート、アボリション2000、ICAN等の平和NGOとのネットワークの構築に努めるとともに、これらが行う各種活動との連携を図る。

③ 広島平和記念資料館及び長崎原爆資料館との連携強化

- a 両資料館の展示情報、データベース、子供向けサイト（「キッズ平和ステーションヒロシマ」と「キッズ平和ながさき」）等へのリンクを平和首長会議のサイトに掲載する。
- b 原爆資料展等、両資料館が主催するアウトリーチ活動の場で、平和首長会議の活動を効果的に紹介する。

④ 広島市立大学広島平和研究所、長崎大学核兵器廃絶研究センターなど国際的な平和研究機関との連携強化 【リニューアル】

広島・長崎の両機関など国際的な平和研究機関との連携を強化し、その学術研究成果等や人材を平和首長会議の取組に活用する。また、平和首長会議が関与するこれら平和研究機関のセミナーやイベント等をフェイスブック等で告知し、市民の平和意識の高揚を図る。

Ⅱ 安全で活力のある都市の実現

平和文化の構築並びにテロ、難民及び環境破壊などの共通課題に関する地域毎の取組の拡大【新規】

核兵器に関する活動に加えて、平和文化の構築のための活動やテロ、難民、環境破壊、貧困、飢餓、差別、暴力などの地域特有の課題解決に向けた活動を、地域毎に検討し、事務局と協議しながら推進する。また、そうした地域の主体的な活動を平和首長会議全体で支える。

1 国際世論の醸成・拡大

(1) 次代の平和活動を担う青少年の育成

① 次代を担う若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施 【新規】

各加盟都市において、次代を担う若い世代が人間の尊厳を奪う地域の諸問題について学ぶことを通して、平和の尊さについて考える平和教育を実施する。

また、事務局は、各加盟都市から平和教育の実践例を集約し、ウェブサイトで紹介することにより、取組の拡大につなげる。

(2) リーダー都市を中心とした主体的な活動

① 地域特有の課題の解決に向けた地域会議の開催等 【新規】

地域特有の課題を解決すべく、リーダー都市を中心にして地域会議等を開催し、幅広い層の市民の参画を得ながら、地域主体の活動を推進する。こうした活動を通じ、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）、とりわけ平和や都市の発展、教育に関する目標達成にも寄与することを旨とする。

(3) リーダー都市と多様な主体との連携

① 連携実績を踏まえた世界の自治体組織との協力関係の構築 【新規】

連携実績があるリーダー都市が中心となって、世界の自治体組織に対し、平和首長会議が行う取組への賛同・協力を働き掛けることにより、地域毎の多様な課題の解決に向けた気運の醸成と活動の拡大を図る。スペイン・グラナダ市が主導する都市・自治体連合（UCLG）との連携や米国アイオワ州デモイン市が主導する全米市長会議（USCM）との連携等の建設的な協力関係の実例に倣う。

② 赤十字国際委員会など平和関係の国際組織やNGO等とのネットワークの構築

【リニューアル】

リーダー都市が中心となって、赤十字国際委員会、IPPNW、パグウォッシュ会議等の平和関係の国際組織や、ピースボート、アボリション 2000、ICAN等の平和NGOとのネットワークの構築に努める。

2 組織基盤及び機能の拡充

<平和首長会議全体の取組>

(1) 加盟都市の拡大

① 様々なルートを活用した未加盟都市への加盟要請

事務局からの個別の加盟要請をはじめ、他の自治体組織やリーダー都市の連携先など様々なルートを活用した加盟要請に取り組む。

② 大きな影響力を持つ首都や国連機関所在都市の加盟促進

【リニューアル】

政治的に影響力が大きく、国際世論の形成にも影響を及ぼす首都や国際機関所在都市の加盟促進に取り組む。

(2) 事務局機能の充実

① インターンの受け入れ等による事務局と加盟都市の連携強化

【リニューアル】

インターンを幅広い加盟都市から毎年受け入れ、事務局と各加盟都市との連携を深めるとともに、事務局機能の充実を図る。また、可能な限り、毎年新たな加盟都市から受け入れるように努める。

② ソーシャルメディアの活用による情報発信の強化

平和首長会議の活動内容に関する情報発信や加盟都市間の情報交換等を一層活発に行えるようにするため、ソーシャルメディアの活用を図る。

(3) 財政基盤の充実

① メンバーシップ納付金の収納率の向上

【リニューアル】

平和首長会議の活動を支えるメンバーシップ納付金の収納額の増額を図るため、リーダー都市が納付金を収納する必要性を周知するとともに、具体的な収納方法を提案して、収納率向上に努める。

② ファンドレイジング

メンバーシップ納付金以外の財源確保のため、他の事業主体からの資金提供などの効果的な資金調達戦略を立案、実施する。

<各エリア毎の取組>

(1) 地域活動の活性化に向けた地域グループの基盤強化

① リーダー都市を中心とした主体的な活動を、国単位もしくは国を越えた

地域グループで展開するための組織の拡充

【リニューアル】

地域のグループ化を推進するため、リーダー都市が中心となって国単位もしくは国を越えたより広いエリアのチャプターを立ち上げ、それぞれの特性に応じた主体的な活動が可能となるよう、強固な基盤を構築する。

(2) 財政基盤の充実

① 地域を主体とした新規事業のためのメンバーシップ納付金の引き上げ 【新規】

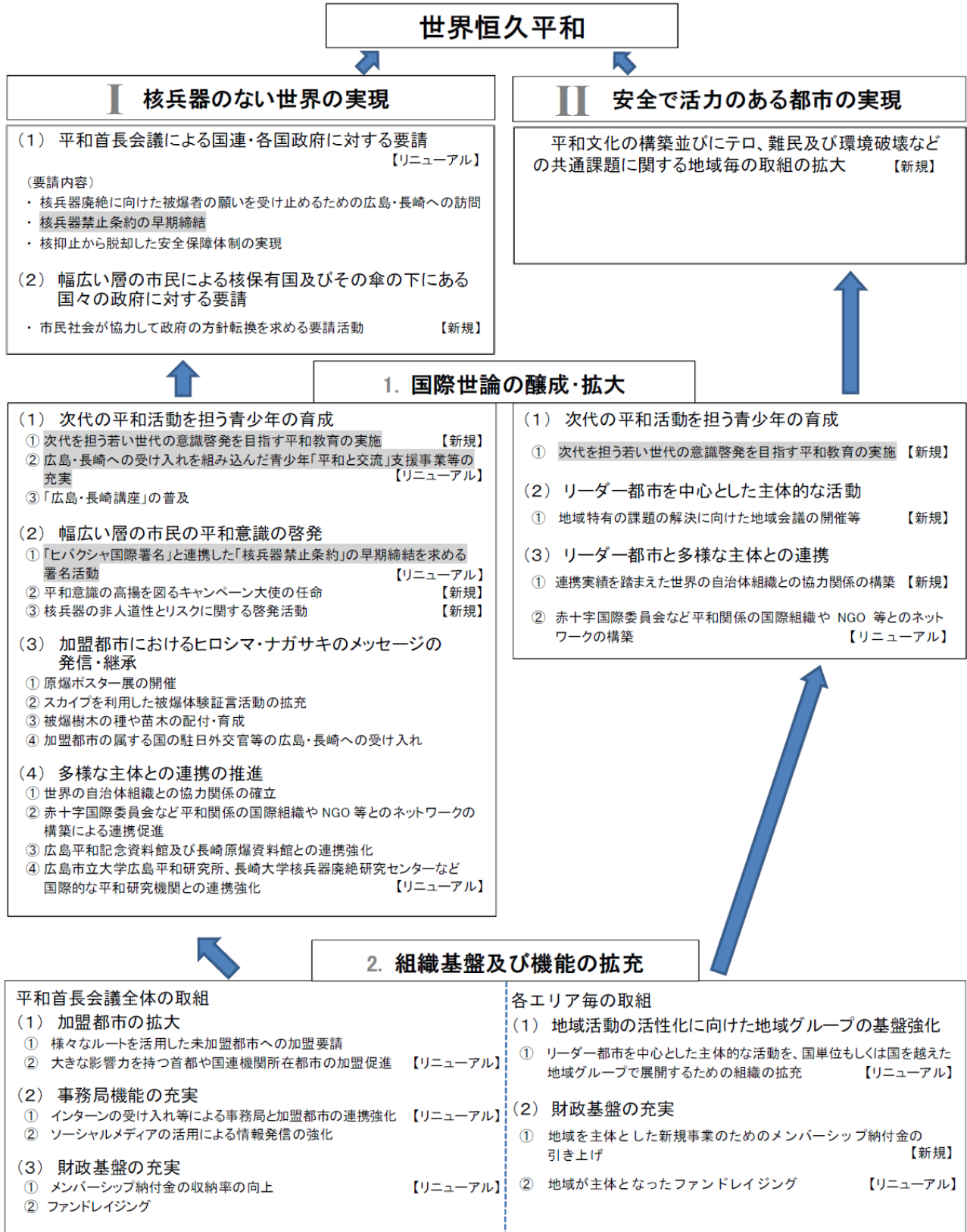
リーダー都市は、管轄地域内で収納率の向上に取り組んだ上で、平和首長会議行動計画の「安全で活力のある都市の実現」に掲げる新規事業の財源を確保するため、納付金を6,000円に引き上げができることとし、その引き上げ相当分(6,000円－2,000円＝4,000円)を新規事業に充当する。

② 地域が主体となったファンドレイジング 【リニューアル】

各地域でメンバーシップ納付金以外の財源確保に向けて、主体的に効果的な資金調達戦略を立案、実施する。

P.2 P.3 P.5の網かけされた項目は、行動計画における重点取組事項である。

平和首長会議行動計画(2017年-2020年)概要図



網かけされた項目は、行動計画における重点取組事項である。

ナガサキアピール

核兵器廃絶と世界恒久平和に向けて

私たち世界 162 か国・地域の 7,417 都市の代表は、長崎市において開催された第 9 回平和首長会議総会に参加し、『「核兵器のない世界」の実現を目指して—2020 年に向けて、今、私たちができること—』をテーマに活発な議論を行った。

1945 年 8 月、広島・長崎に原子爆弾が投下された。原爆の凄まじい熱線と爆風と放射線は、一瞬にして建物をなぎ倒し、街を一面の焼野原に変え、そこに住む子どもや女性、高齢者を含む 21 万人以上もの人生を無慈悲に奪い去った。人間の尊厳が奪われた悲惨な光景を目の当たりにしながら辛うじて生き残った被爆者は、体と心に決して癒されることのない傷を抱えて 72 年を生き、放射線によるガンなどに苦しみながらも、命を削る思いで「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」と、この非人道的な兵器の廃絶を世界へ訴えてきた。

しかし、依然として核兵器は地球上に 15,000 発近くも存在し、核兵器を近代化する計画に巨額の予算が投じられている。なおかつ、北東アジア、ヨーロッパ、南アジア、中東など世界各地で核兵器が使用される危険性が高まっている。また、意図しない事故による核兵器の使用や、核テロの危険性も無視できない。

これまで平和首長会議は、一刻も早く「核兵器のない世界」を実現するために、「2020 ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」に基づき、市民社会や NGO 等と連携しながら、核兵器禁止条約の早期実現を求める市民署名活動や、国際会議の場で核兵器禁止条約の制定を訴えるなど、様々な活動を展開してきた。

この夏、核兵器禁止条約が誕生した。初めて国際法によって核兵器禁止を明文化した条約が制定されたことを心から歓迎する。国連加盟国の大多数の賛成を得たこの核軍縮の歴史的な一歩は、被爆者が声をからして訴え続けてきた「長崎を最後の被爆地に」という言葉が人類共通の願いであり、意志であることを国際社会に示した。そして、私たち平和首長会議加盟都市は、たとえ一つのまちの平和を願う思いは小さくても、力を合わせれば、そしてあきらめなければ、世界を動かす力になることを実感するとともに、私たちの活動の方向性が間違っていないことを確信した。

この誇りを胸に、私たち平和首長会議は、次の行動を強力に進めていく。

核兵器禁止条約の早期発効をめざし、より実効性の高い条約となるよう尽力し、核兵器禁止条約採択の原動力となった、被爆者、市民社会、条約推進国との連携をより一層強め、条約への参加を全加盟都市から自国の政府に働きかけていく。特に、核保有国と核の傘の下にいる国々の政府には強く働きかけていく。

平和首長会議は、加盟都市人口の10億人以上の人々を代表し、核兵器廃絶と平和のために活動してきた。しかし世界各地では核兵器のみならず、化学兵器、武力紛争、難民、飢餓、貧困、差別、暴力、環境破壊、近年はテロなど、地域特有の課題が出てきている。これらの課題に対処するため、私たちは平和、都市と教育に関する国連の持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的な活動を支援する。さらに私たちは、地域の課題に特化した人道活動を推進し、市民社会の安全と幸福を守るため、今後更に加盟都市を拡大し、地域ネットワークを強化することにより、課題解決に積極的に取り組む。

平和首長会議は平和の実現を阻む諸問題の根本的な解決のため、平和文化の創造に向けて取り組んでいく。このため私たちは、子供や若者の視点から未来を担う次の世代へ戦争体験を継承していく平和教育の重要性を認識している。平和首長会議の加盟都市は、平和教育実施のための活動の企画と推進を意欲的に進めていく。平和首長会議のネットワークに参加することで、都市はそれぞれの政策のなかで平和文化を実践することができる。

平和は全世界共通の願いである。私たちは、一人ひとりが国家や人種や宗教を超えてお互いを世界市民として尊重し、信頼し、その安全を自分のこととして考える「人間の安全保障」に基づいた平和を追求しなければならない。それは「核兵器のない世界」を実現する道のりでもある。平和首長会議はこの長く困難な道のりを、志を同じくするあらゆる個人、団体、国家と緊密に連携し、必ず到達する強い決意とともに、全力を尽くして進む。

平和首長会議は、国連及びすべての政府に対して次の行動を強く求める。

1. NPTを遵守するとともに、核兵器禁止条約に参加すること。
 - ・ 核兵器が二度と使用されないよう、NPTに基づいた確実な核軍縮を誠実に進めるとともに、核兵器禁止条約を勝ち取った市民社会の大きな声に耳を傾け、条約の早期発効に向けて署名、批准すること。
 - ・ 核兵器禁止条約は、核兵器廃絶実現のための将来の包括的核兵器禁止条約に向けた重要な一歩であることを再確認すること。

2. 人間の尊厳を奪う地球規模の問題の解決に尽力すること。
 - ・ 核兵器、化学兵器、紛争、難民、飢餓、貧困、差別、暴力、環境破壊、テロなど人間の尊厳を奪う地球規模の問題の解決に向けて誠実かつ速やかに尽力すること。

3. 平和文化の創造、また被爆や戦争の実相を学び、触れ、理解する機会の創出に尽力すること。
 - ・ 政府・国際機関の代表者に被爆地広島・長崎を訪れることを求め、被爆の実相に触れることにより核兵器がいかに非人道的であり、一刻も早く廃絶するべきであることを心に刻むようになること。そのような訪問により、一刻も早い核兵器廃絶の必要性をより理解できるようになる。また、世界各地の戦争や内戦の悲惨さを市民が広く共有するよう、都市における戦争体験の継承や、原爆展、平和研究及び教育を全面的に支援すること。

上記を踏まえ、第9回平和首長会議総会では2017年から2020年までの行動計画を採択した。私たちは、ここに、1日も早い核兵器廃絶実現と世界恒久平和に向けて全力で取り組むことを誓う。

2017年8月10日
長崎にて
第9回平和首長会議総会

平和首長会議規約

1945年8月、人類史上最初の核兵器が広島と長崎へ投下され、言語に絶する大惨禍を現出させ、多くの被爆者が今なお、肉体的、精神的、社会的な苦悩を強いられているにもかかわらず、核兵器は依然として廃絶されず、全人類の生存が脅かされている。広島・長崎の悲劇が再び地球上で繰り返されることなく、市民が安全かつ文化的な生活を営める環境を確保し、世界の恒久平和の実現に寄与するために、世界の都市と都市が国境を越え、思想・信条の違いを乗り越えて連帯し、核兵器の廃絶に向けて努力することを誓うものである。

われわれは、広島・長崎両市が提唱した都市連帯推進計画の趣旨に賛同し、さらに、1985年8月に第1回が開催された“世界平和連帯都市市長会議”を恒久的なものとするため、ここに平和首長会議という機構を設ける。

第1章 目的及び原則

(目的)

第1条 平和首長会議は、都市連帯推進計画に賛同するすべての都市（以下「連帯都市」という。）相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする。

(原則)

第2条 この機構及び連帯都市は、前条に掲げる目的を達成するため、次の原則にそって行動するものとする。

- (1) この機構は、その連帯都市の置かれている実情を尊重しつつ、友好、親善を基調とするものであること。
- (2) この機構は、世界の主要な平和維持機構である国際連合との協調のもとに核兵器の全面撤廃と恒久平和の確立さらには飢餓・貧困等の諸問題の解消、難民問題、人権問題の解決及び環境保護に向けて活動するものであること。
- (3) 連帯都市は、都市間相互の交流に努め、相互理解のもとに連帯の絆をより強固にしつつ、この規約に従って目的達成のため、誠実に行動すること。
- (4) 連帯都市は、他の都市にも連帯を呼びかけて、“ヒロシマ・ナガサキの心”の普及に努め、さらに連帯の輪を広げるよう努力すること。

第2章 事業

(事業)

第3条 この機構は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広く世界の都市に連帯を呼びかけること。
- (2) 国際連合など関係機関に対して、核兵器廃絶と全面完全軍縮に関するアピールを行うこと。
- (3) 連帯都市が下記の事業を推進するにあたり、必要な調整を行うこと。
 - ① 平和・軍縮又は飢餓・貧困等の諸問題の解消、難民問題、人権問題の解決若しくは環境保護に貢献するための集会または行事を開催し、宣言文、決議文等を発した場合は互いにそれらを交換し合うこと。
 - ② 国連軍縮週間には、核兵器廃絶と全面軍縮に関するメッセージを国際連合事務総長及び総会議長に送るとともに、互いにそのメッセージの交換を行うこと。

- ③ 平和・軍縮・安全保障又は飢餓・貧困等の諸問題の解消、難民問題、人権問題の解決若しくは環境保護に関する研究会または集会等を開催した場合は、その結果をとりまとめた資料・図書を各連帯都市に紹介すること。
- ④ 平和・軍縮・安全保障又は飢餓・貧困等の諸問題の解消、難民問題、人権問題の解決若しくは環境保護に関する資料あるいは図書やパンフレットを自ら出版し、または入手した場合は、互いに紹介し合うこと。
- ⑤ 現下の国際情勢において核軍縮こそ解決すべき緊急課題であることを考慮し、特に広島・長崎における原子爆弾被害の実態を広く市民に認識させるため“原爆写真展”などを開催すること。
- ⑥ 広島・長崎両市は、開催に必要とする写真資料を提供するなどの協力を行うほか、原爆の被害を示す記録映画、スライド、図書類の紹介を行うこと。

(4) その他、必要な事業を行うこと。

第3章 役員

(役員)

第4条 この機構に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

理事 若干名

- 2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の首長の互選によって決定する。
- 3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 理事は、会長が連帯都市の首長の中から選任する。
なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。
- 6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。

(任期)

第5条 役員任期は、次期総会において新たな役員が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の首長が、当該首長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の首長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(総会及び理事会)

第6条 この機構の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第7条 総会は、原則として4年に1回開催する。

- 2 総会は、第1条の目的を達成するために開催し、重要な事項を議決・承認する。

(理事会)

第8条 理事会は役員で構成し、必要に応じて随時開催する。

- 2 理事会は、急施を要する場合、必要に応じ、総会に代わりこの機構の意思（会長及び副会長の選任を除く。）を決定することができるものとする。

(招集)

第9条 会議は、会長が招集する。

(表決)

- 第10条 会議の出席都市（出席できない場合は、他の出席都市に委任することができる。以下同じ。）は、
- 1 都市につき1個の表決権を有する。
 - 2 会議の議事は、出席都市の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 会議が開催できない場合は、文書によって表決することができる。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第11条 この機構の事務を取り扱わせるため、公益財団法人広島平和文化センター（以下「広島平和文化センター」という。）に事務局を置く。

(職員)

- 第12条 事務局に事務総長及び事務次長のほか若干名の職員を置く。
- 2 事務総長は、広島平和文化センター理事長をもって充てる。
 - 3 事務次長は、広島平和文化センター常務理事をもって充てる。
 - 4 事務総長及び事務次長以外の職員は会長が任命する。
 - 5 事務総長は、事務局の事務を統括する。
 - 6 事務次長は、事務総長を補佐し、事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6章 経費の負担

(経費)

第13条 事務局の運営に要する経費（経常経費）及び会議の開催に要する経費（臨時経費）については、別に定める。

第7章 雑則

(改正)

第14条 この規約の改正は、総会において、出席都市の3分の2以上の同意を必要とする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この機構の運営に関し必要な事項は会長が定める。

改正経緯

- 1986年（昭和61年）11月1日制定
- 1991年（平成3年）10月16日一部改正
- 2001年（平成13年）8月5日一部改正
- 2013年（平成25年）8月6日一部改正

平和首長会議国内加盟都市会議規約

(名称)

第1条 本会は、平和首長会議国内加盟都市会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本国内における平和首長会議の取組がより活発に行われるようにするため、国内加盟都市（以下「加盟都市」という。）相互の連携と協調を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、加盟都市の首長（以下「首長」という。）をもって構成する。

(役員)

第4条 本会に会長及び副会長を置き、会長は広島市長を、副会長は長崎市長をもって充てる。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(総会)

第5条 本会は、毎年1回総会を開催し、日本国内における平和首長会議の取組についての協議・意見交換、加盟都市の取組についての情報交換等を行う。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 首長は、総会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

4 総会の議案は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 本会の事務を処理するため、公益財団法人広島平和文化センターに事務局を置く。

(委任規定)

第7条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成26年11月11日から施行する。

平和首長会議メンバーシップ納付金の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平和首長会議メンバーシップ納付金（以下「納付金」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(納付金の納付)

第2条 平和首長会議加盟都市（以下「加盟都市」という。）は、1都市当たり毎年2,000円（外貨で納付する場合は、納付時の為替レートに基づき換算した額）の納付金を納付するものとする。

2 加盟都市は、平和首長会議会長（以下「会長」という。）の請求に基づき、会長の指定した期日までに納付金を納付しなければならない。この場合において、加盟都市は、当該納付金を平和首長会議リーダー都市（以下「リーダー都市」という。）又は当該加盟都市が属する地域グループ組織の運営団体等を通じて納付することができる。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、会長は、次の各号に掲げる事情があると認めるときは、納付金の納付を免除することができる。

(1) 平和首長会議の地域グループ内での活動に充当する資金が必要となる場合

(2) 平和首長会議事務局（以下「事務局」という。）への送金手数料が納付金の額に比べ過大となり、かつ、納付金の電子決済システムの利用ができない場合

(3) その他会長として特に考慮すべき事情がある場合

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、リーダー都市等と協議の上、核兵器廃絶に向けた取組を推進する他の自治体組織に分担金等を拠出している加盟都市について、納付金の納付を免除することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、加盟都市は、その自主的判断により、2,000円を超える納付金を納付することができる。

6 会長は、納付金を納付しない加盟都市を平和首長会議から離脱させることはできない。

7 会長は、既納の納付金の還付は行わない。

(納付金の充当)

第3条 納付金は、平和首長会議行動計画（2017年 - 2020年）に掲げた新規事業及び既存事業の拡充のための財源として優先的に充当するものとし、なお余剰が見込まれる場合は、従前の平和首長会議運営経費にも充当する。

(委任規定)

第4条 この要綱に定めるもののほか、納付金の取扱いに関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。